

<一般委託>

学校汚泥収集運搬業務委託 仕様書

学校汚泥収集運搬業務委託 に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|------------|---|
| 1 | 目的 | 本業務は、市立学校内の環境及び衛生の増進を図るため、学校内に集積してある汚泥の収集運搬(市内佐島または長坂まで)を行うものである。 |
| 2 | 履行期間 | 契約日から令和元年11月15日 |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市立田戸小学校ほか2校 |
| 4 | 業務内容 | 別紙のとおり |
| 5 | 特記事項 | 別紙「産業廃棄物処理作業共通仕様書」のとおり |
| 6 | 関係法規 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守のこと。 |
| 7 | 資格要件 | 本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)神奈川県または横須賀市の産業廃棄物収集運搬業許可(汚泥)を有すること。 |
| 8 | 契約方法 | 単価 による業務委託契約(一般委託):単位(円/ t(トン)) |
| 9 | 支払方法 | 本件は実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。 |
| 10 | その他事項 | この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 11 | 監督員 連絡先 | 教育総務部学校管理課 担当 濱田 電話番号046-822-8534 |

<指示又は希望事項>

| | |
|---|---|
| <p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p> | <p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p> |
|---|---|

内訳書

(税抜き)

| 業務名 | 作業条件 | | 予定数量 | 単位 | 上限単価(円) | 契約単価(円) |
|---------------|------------------|----------------------------------|-------|----|---------|---------|
| 汚泥の収集 運搬業務 | 機械(バックホー) 積込み | 運搬車(2t車又は軽トラック) が集積場所の近くに入れる | 86.8 | t | 25,400 | |
| | 人力積込み | 運搬車(2t車又は軽トラック) が集積場所の近くに入れる | 14.4 | t | 35,800 | |
| | | 運搬車(2t車又は軽トラック) が集積場所の近くに入れない | 14.4 | t | 36,900 | |
| | 合 計 | | 115.6 | t | | |

※契約単価(円)は契約者が記入すること。

※契約単価(円)は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。

※機械(バックホー)積込みが可能な集積場所であっても、人力積込みで作業を行ってもよい。

ただし、その場合は機械(バックホー)積込みの単価を適用し、精算するものとする。

業務仕様書

- 1 業務目的 本業務は、市立学校内の環境及び衛生の増進を図るため、学校内に集積してある汚泥の収集運搬を行うものである。
- 2 施工場所 横須賀市立田戸小学校ほか2校
- 3 履行期間 契約日から令和元年11月15日まで
- 4 一般事項
 - (1) 業務実施に当たっては、児童・生徒及び学校関係者に対し、危険のないよう十分注意し、作業中に損害を及ぼした場合は、受託者の責任と費用において処理すること。また、常に事故の発生予防に十分注意すること。
 - (2) 収集運搬に用いる車両、機械器具及び消耗品等はすべて受託者の負担とする。
 - (3) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。なお、作業スケジュールは、原則、日曜日、祝日、土曜日、その他乙の休業日を除き甲と乙とで協議し決定する。また、雨天は原則中止とする。
 - (4) 作業時間は9時～17時までの範囲とする（17時までに処分場への搬入を完了させること）。ただし、監督員の指示により変更することができる。
 - (5) 受託者は業務完了後、速やかに業務終了報告書・業務写真を監督員に提出すること。

検査に必要な業務写真等の記録は、不明瞭にならないよう注意して撮影し、整理して遅滞無く提出し、検査を受けること。

なお、業務写真の撮影頻度は、各学校での業務状況の分かる写真（作業前・作業中・作業後）を数枚とする。
 - (6) 本仕様書に明記がない事項で、疑義が生じた場合には、監督員と協議し、遺漏なく履行すること。
 - (7) 汚泥の量が予定数量と異なったことに起因する損害について、乙は甲に対し、一切請求することはできない。
- 5 業務内容
 - (1) 各学校に集積してある汚泥を機械（バックホー）又は人力で運搬車に積込み、産業廃棄物処理作業共通仕様書記載の処分場まで運搬すること。なお、学校別の集積場所、作業条件及び予定数量は別紙一覧表参照のこと。
 - (2) 集積場所は、運搬車に積込み後、地面が平になるように整地すること。
 - (3) 汚泥は、土のう袋に入っているもの、その破片が混入しているものがあるが、処分場には持ち込めないため、積込み時に取り除くこと。また、その他の混入物も出来る限り取り除くこと。なお、土のう袋、その破片及びその他の混入物は、乙の負担で処分すること。なお、土のう袋の状況は別紙一覧表参照のこと。

産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

(目的)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

(委託内容)

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類：汚泥（混合）

数量：115.6 t（予定数量）

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員(監督員)の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

(義務と責任)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

(甲乙の責任範囲等)

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。

(検査等)

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲もしくは乙の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先 (中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 田中石材土木株式会社
所在地 : 横須賀市佐島1丁目2番1及び長坂4丁目22番地
処分の方法 : 脱水
施設の処理能力 : 240 m³/8 h

2 再生先

事業場の名称 : 田中石材土木株式会社
所在地 : 横須賀市長坂4丁目22番地
再生の方法 : 混合
施設の処理能力 : 800 m³/8 h

学校別汚泥の集積場所、作業条件及び予定数量一覧表

| No. | 学校名 | 住所 | 汚泥の集積場所 | 作業条件 | | | 予定数量(t) | 備考 |
|-----|-------|-------------|-----------------|--------------|-------|---------------------------------|---------|--------------------------------------|
| | | | | 機械(バックホー)積込み | 人力積込み | 運搬車(2t車又は軽トラック)が集積場所近くに入れる(○・×) | | |
| 1 | 田戸小学校 | 米が浜通2丁目12番地 | ① プール横 | | ○* | × | 14.4 | ※一部の汚泥が土のう袋に入っている ので、袋から取り出し積込むこと |
| | | | ② 体育館横 | ○ | | ○ | 0.4 | ※汚泥が土のう袋に入っている ので、袋から取り出し積込むこと |
| | | | ③ 体育館横 | ○ | | ○ | 11.1 | |
| 2 | 根岸小学校 | 大津町5丁目5番1号 | ① 体育館横傾斜地 | | ○* | ○ | 14.4 | ※汚泥が土のう袋に入っている ので、袋から取り出し積込むこと |
| | | | ② 体育館横百葉箱 後ろ | ○ | | ○ | 14.4 | |
| | | | ③ 防災収納庫 | ○* | | ○ | 1.3 | ※一部の汚泥が土のう袋に入っている ので、袋から取り出し積込むこと |
| | | | ④ プール裏 | ○ | | ○ | 10.8 | |
| 3 | 衣笠中学校 | 平作2丁目31番1号 | ① 正門右 | ○ | | ○ | 40.0 | |
| | | | ① バックネット裏 | ○ | | ○ | 2.4 | |
| | | | ② 金工室裏 | ○ | | ○ | 6.4 | |
| 合 計 | | | | | | | 115.6 | |

・機械(バックホー)積込みが可能な集積場所であっても、人力積込みで作業を行ってもよい。ただし、その場合は機械(バックホー)積込みの単価を適用する。



集積場所位置図



野球場

-9.3

②

▽30.7

根岸小学校

①

大津町5丁目

14.0

8.2

大津

③

④

集積場所位置図

30.3

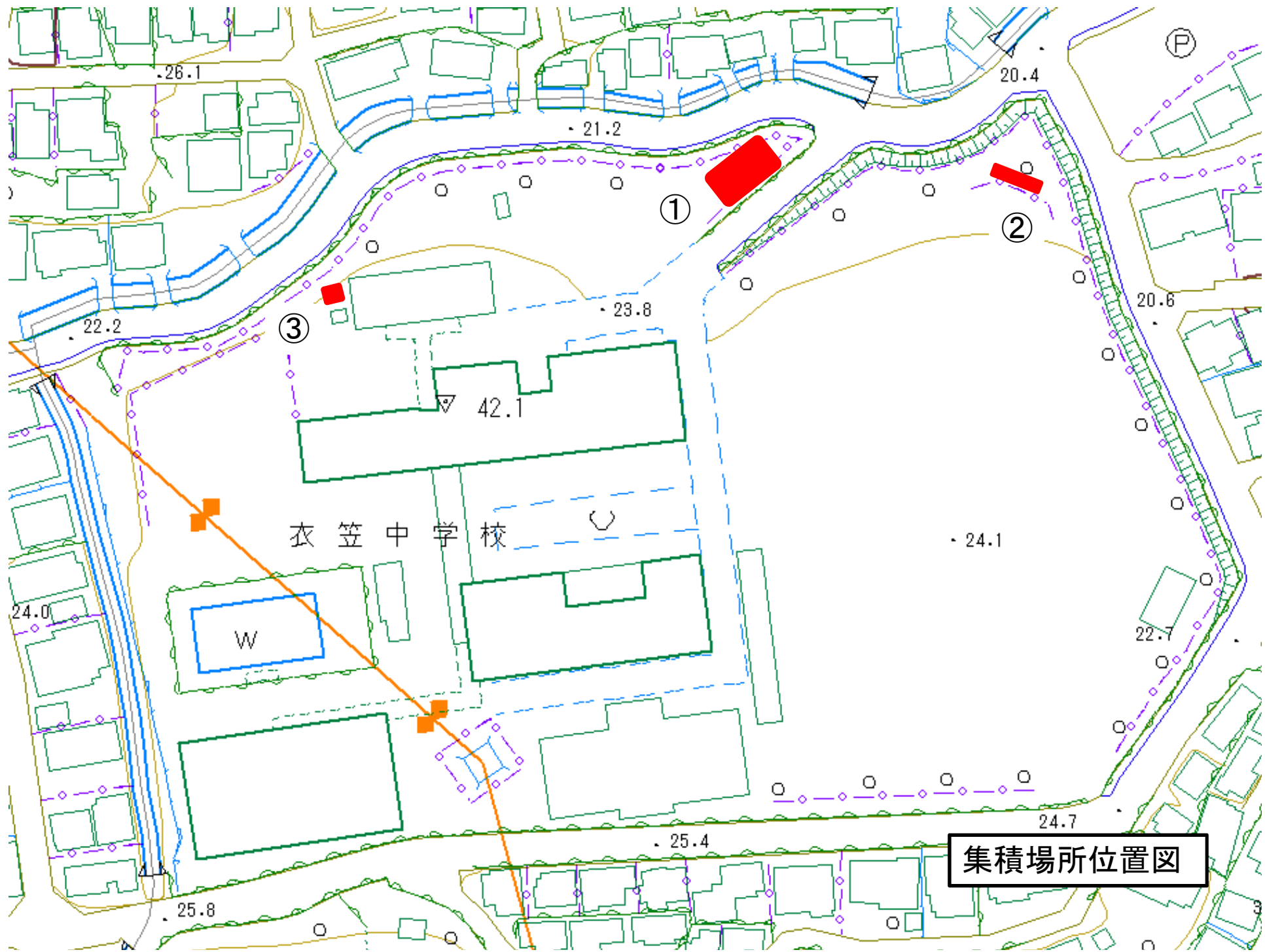
18.3

24.4

7.1

7.5

山



集積場所位置図